

○公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程

制 定 昭和59.11.30 規程 5

最近改正 平成27. 3.27 規程125

（趣旨）第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則（以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、規則第2条に規定する職員（嘱託員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 この規程において給与とは、給料、役付手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。

（給料）

第3条 給料は、規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その勤務の内容、責任の軽重、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

（職務の等級及び給料表）

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとする。

（初任給の基準）

第5条 新たに職員となった者の等級及び号給は、別表第3のとおりとする。ただし、前歴を有する職員の採用については、経験年数又は能力を考慮して前条に規定する給料表により理事長が定める。

（昇給の基準等）

第6条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務期間及び勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（55歳に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことが出来ない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇格）

第7条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の等級を1等級上位の職務の等級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが

明らかでなければならない。

- 3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇給した日の前日に受けていた給料月額と同額又は直近上位の給料月額の号給に4号給を加えた号給とする。

（給料の支給期日）

第8条 給料は毎月1回、その月の15日に、その月の全額を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

- 2 職員が退職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず、支給期日前に支給することができる。

- 3 災害その他特別の事情があるときは、支給期日を変更することができる。

- 4 給料は、職員の申出により、一部又は全部を口座振替の方法により支給することができる。

（給料支給の始期及び終期）

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

- 3 前2項の規定による日割計算は、その月の現日数から週休日を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

（役付手当）

第10条 管理又は監督の地位にある職員については、その業務の特殊性に基づき、役付手当を支給する。

- 2 前項の役付手当を支給する職員の範囲及び月額、次の各号のとおりとする。

(1) 事務局長	月額	60,000円
(2) 事務局次長	月額	56,000円
(3) 課長又は課長相当職	月額	54,000円
(4) 課長代理	月額	45,000円
(5) 課長代理相当職	月額	42,000円

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 身体又は精神に著しい障害のある者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円とし、同項第2号から第5号に掲げる扶養親族については、1人につき5,000円とする。ただし扶養親族のうち2人までは、それぞれ6,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（地域手当）

第12条 地域手当は、職員に対して給料、役付手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（住居手当）

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

自ら住居するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- 2 住居手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前項に掲げる職員で月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

- (2) 前項に掲げる職員で月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に11,000円を加算した額

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤す

るものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

- ナ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員
31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（特殊勤務手当）

第15条 削除

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額。）を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ職員就業規則第34条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて同条の規定による週休日を要しない日に同規則第36条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 事務局長、事務局次長、課長及び課長代理（これらに相当する職員を含む。）については別に定めるもののほか前2項の規定は適用しない。

4 前3項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（端数計算）

第17条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125、100分の135、100分の150又は100分の160の額並びに第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を計算する

場合において、当該額に、1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 第16条及び第19条の規定による算定の基礎となる時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとの全時間数）によって計算するものとし、この場合において30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたものを除して得た額とする。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほかその勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 週休日及び休暇の前後両日にわたり欠勤した場合は、週休日又は休暇も欠勤したものとみなす。

（病気休暇の場合）

第20条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が別に定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは公益財団法人吹田市文化振興事業団職員就業規則（以下「規則」という。）第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の職務の等級が6等級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて別表第4に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

6 生計費の状況等にかんがみ、理事長が必要と認めるときは、第2項の規定による割合を変更することができる。

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第47条第1号の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第15条第3号の規定により解雇された職員（規則第16条第1項に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、

その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前項各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
(勤勉手当)

第22条 勤勉手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは規則第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に、100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第22条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるもの

とする。

（役付手当等の支給期日）

第23条 扶養手当、地域手当は給料の支給方法に準じ第8条に規定する給料の支給期日に当月分を支給する。

2 住居手当は給料の支払方法に準じ別に定める日に支給する。また、通勤手当はこれを受けるべき職員の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 役付手当及び時間外勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における別に定める日に支給する。

（休職者の給与）

第24条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、休職期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、規則第9条第1号に掲げる事由に該当して休職になったときはその休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が規則第9条第2号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは規則第6条第1号に該当して規則第15条の2の規定により失職し、又は死亡したときは、第21条第1項の規定により理事長が別に定める日に期末手当を支給することができる。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条の2及び第21条の3の規定を準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第24条第5項」と読み替えるものとする。

（退職手当の受給者）

第25条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。ただし、規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、これを支給しない。

（普通退職の場合）

第26条 次条又は第28条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職し

た者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の120

2 前項に規定するもののうち、疾病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）

第27条 25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて理事長の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき 100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による疾病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当）

第28条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて理事長の承認を得たもの、業務上の疾病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の165

(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の180

(4) 31年以上の期間については、1年につき 100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による疾病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（退職手当の最高限度額）

第29条 第26条から第28条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

（勤続期間の計算）

第30条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第25条ただし書に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職（業務上の疾病による休職、通勤による疾病による休職を除く。）、その他これらに準ずる事由による現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

（退職手当の一時差止め）

第30条の2 理事長は、退職した者に対しまだ第26条から第28条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、一般の退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
(退職手当の支給方法)

第31条 第25条から前条に規定するもののほか、退職手当を受ける者の範囲、退職手当の額及びその支給方法その他必要な事項は、吹田市の例により支給する。

(給与の口座振替)

第32条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(委任)

第32条 この規程で定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和60年1月1日から施行する。

(嘱託員の給与)

- 2 嘱託員の給料は、月額178,000円とする。
- 3 嘱託員に対する扶養手当その他の手当（退職手当を除く。）の種類及び額は、職員の例による。
- 4 嘱託員の給与の支給に関しては、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える管理職にある職員の特例)

- 5 平成30年3月31日までの間、職員（第10条第2項第1号から第3号に規定する職員（理事長が定める職員を除く。）のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という）に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の0.375を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99.625を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給に達しない場合（以下この項及び附則第7項において「最低号給に

- 達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第7項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び役付手当の月額に対する地域手当の月額に100分の0.375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び役付手当の月額に対する地域手当の月額に100分の0.375を乗じて得た額の合計額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第3項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第3項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第24条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第24条第1項 前各号に定める額

- イ 第24条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第24条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第24条第5項に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては同項に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に100分の0.375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則（昭60.12.26規程8）

- 1 この規程は、昭和60年12月26日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
（切替期間における異動者の号級等）
- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号級に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号級及びこれらを受けることとなる期間は、別に定める。
（旧号級等の基礎）
- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号級は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。
（嘱託員の給与）
- 6 当分の間、嘱託員に対する扶養手当その他の手当（退職手当を除く。）の額は、改正後の規程附則第3項の規定にかかわらず、改正前の規程第11条第3項、第12条第1

項、第13条第2項及び第14条第2項の規定により算出して得た額とする。

附 則（昭61.4.1規程10）

（施行期日）

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

（職務の等級の切替え）

2 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が次の表の切替え前の等級欄に掲げられている職員のうち、理事長の定める職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級に対応する同表の切替え後の等級欄に定める職務の等級とする。

給料表	切替え前の等級	切替え後の等級
給料表	3等級	4等級

（号級等の切替え等）

3 前項の規定により職務の等級が切り替えられる職員の切替日における号級は、その者の切替え後の等級における給料月額のうち、切替日の前日においてその者が受けていた給料月額の直近下位の給料月額に対応する号級とする。

4 前項の規定により号級又は給料月額が切り替えられる職員の切替日における号級又は給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（昭61.12.25規程14）

（施行期日等）

1 この規程は、昭和61年12月25日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（昭62.4.1規程15）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭62.12.25規程18）

（施行期日等）

1 この規程は、昭和62年12月25日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（昭63.4.1規程20）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭63.12.26規程22）

（施行期日等）

1 この規程は、昭和63年12月26日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平1.4.1規程24）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平1.12.28規程26）

（施行期日等）

1 この規程は、平成元年12月28日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。ただし、第22条第2項の規定については、平成2年1月1日から施行する。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平1.12.28規程27）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平2.2.1規程30）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成2年2月1日から施行し、平成2年1月1日から適用する。
（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第20条に規定する勤務しない期間が適用日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「療養のための病気休暇」とあるのは、「平成2年1月1日以前における療養のための病気休暇に相当する休暇」とする。

附 則（平2.4.1規程31）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平2.5.1規程32）

この規程は、平成2年5月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平2.7.12規程33）

この規程は、平成2年7月12日から施行し、平成元年12月26日から適用する。

附 則（平2.12.25規程34）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成2年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。ただし、第20条及び第24条第1項の改正規定は、平成3年3月1日から施行する。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平3.1.21規程35）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平3.3.15規程38）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成3年3月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（平成2年12月期の期末手当に関する措置）

- 3 改正後の規程第21条の規定を適用する場合において、平成2年12月1日に当事業団

に在職する職員に対して支給する期末手当について同条第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員に対する当該期末手当の額は、同条第2項及び第3項の規定に基づき算出した額に36,000円を加算した額とする。

（内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された期末手当又は勤勉手当は、改正後の規程の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平3.12.25規程39）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成3年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平4.3.17規程40）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成4年3月17日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平4.9.4規程43）

この規程は、平成4年9月4日から施行する。

附 則（平4.12.25規程44）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成4年12月25日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成

5年4月1日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第6項を除き、以下同じ。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 平成4年4月1日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 附則第3項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平5. 1. 21規程45）

この規程は、平成5年1月21日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平5. 12. 27規程48）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成5年12月27日から施行する。ただし、第1条中財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第16条、第21条第2項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平6. 3. 1規程49）

この規程は、平成6年3月1日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則（平6. 12. 27規程52）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成6年12月27日から施行する。

- 2 この規程による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正

後の給与規程」という。)の規定は、財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第21条第2項の改正規定を除き、平成6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平7.2.2規程53）

この規程は、平成7年2月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平7.5.30規程54）

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平7.12.26規程55）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成7年12月26日から施行する。
- 2 この規程（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則に2項を加える改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(平成6年6月期の期末手当の特例に関する規程の廃止)

- 3 平成6年6月期の期末手当の特例に関する規程（規程第51号）は、廃止する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平8.1.8規程56）

この規程は、平成8年1月8日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平8.12.26規程58）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成8年12月26日から施行する。ただし、第16条に1項を加える改正規定は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平8. 12. 26規程59）

この規程は、平成8年12月26日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平9. 3. 1規程60）

この規程は平成9年3月1日から施行する。

附 則（平9. 12. 25規程61）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平9. 12. 25規程62）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平10. 3. 6規程63）

この規程は、平成10年3月6日から施行する。

附 則（平10. 12. 25規程64）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成10年12月25日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平10.12.25規程65）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成10年12月25日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平11.12.24規程66）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成11年12月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第18条の改正規定 平成12年1月1日

（2）第21条第2項の改正規定 平成12年4月1日

- 2 この規程（前項各号に掲げる改正規定及び財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程附則に1項を加える改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平12.12.24規程68）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成12年12月24日から施行する。ただし、第21条第2項及び第22条第2項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 この規程（前項各号に掲げる改正規定及び財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程附則に1項を加える改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 13. 3. 29 規程 69）

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（号級の切替え等）

2 平成 13 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が 6 等級であった職員の切替日における号級は、切替日の前日においてその者が受けていた号級（以下「旧号級」という。）に対応する附則別表の新号級欄に定める号級（以下「新号級」という。）とする。

3 前項の規定により号級を決定された職員に対する給与規程第 6 条第 1 項の規定の適用については、旧号級を受けていた期間を新号級を受ける期間に通算する。

（最高号級等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級及び給料月額並びにこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表 切替日の前日において職務の等級が 6 等級であった職員の号級の切替表

旧 号 級	新 号 級
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19

19	20
20	21
21	22
22	23
23	24

附 則（平 14. 1. 24 規程 72）

この規程は、平成 14 年 1 月 24 日から施行する。

附 則（平 15. 1. 1 規程 75）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 15. 12. 1 規程 80）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（最高号級等の切替え等）

- 2 平成 15 年 12 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号級及び給料月額並びにこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（職員が受けていた給料月額等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、第 11 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 17. 3. 20 規程 83）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 3. 21 規程 85）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 12. 1 規程 87）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平18.3.31 規程90）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平19.3.29 規程93）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（特定の職務の等級の切替え）

- 2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の等級であった職員の切替日における職務の等級（以下「新等級」という。）は、旧等級に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の等級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、それらのいずれかの職務の等級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日においてこの規程による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新等級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 第2項及び前項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 5 第2項から第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平20.1.15 規程96）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月15日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定（給与規程第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払とみなす。

（委任）

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平21.3.20 規程100）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21.6.19 規程102）

（施行期日）

この規程は、平成21年6月19日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21.7.16 規程103）

（施行期日）

この規程は、平成21年7月16日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平21.12.1 規程105）

（施行期日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中第13条の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.4.1 規程107）

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.1 規程108）

（施行期日）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平24.1.1 規程113）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

（職務の等級及び号給の切替え）

2 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程に関する規程別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の等級及び切替日における号給（以下「新

号給」という。)は、同条の規定による改正後の財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定に準じて理事長が定める基準に従い、理事長が定める。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるものには、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 切替日から平成24年12月31日まで | 100分の2 |
| (2) 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 100分の4 |
| (3) 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | 100分の6 |
| (4) 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | 100分の8 |
| (5) 平成28年1月1日から平成28年12月31日まで | 100分の10 |
| (6) 平成29年1月1日から平成29年12月31日まで | 100分の12 |
| (7) 平成30年1月1日から平成30年12月31日まで | 100分の14 |

（住居手当に関する経過措置）

4 切替日から平成25年3月31日までの間に限り、改正後の規程第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「12,000円」とあるのは「7,500円」と、同項第2号中「11,000円」とあるのは「15,500円」とする。

5 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、改正後の規程第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「12,000円」とあるのは「9,500円」と、同項第2号中「11,000円」とあるのは「13,500円」とする。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平24.4.1 規程114）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.4.1 規程118）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.27 規程125）

（施行期日等）

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項に規定する規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第14条第2項、別表第2及び別表第3の規定は平成26年

4月1日から、改正後給与規程第22条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（号給の改定）

3 平成27年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の8号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給（次項において「改定後の号給」という。）に改定する。

4 改定後の号給の決定は、第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（次項において「改正後給与規程」という。）の規定により行う。

5 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成24年規程第113号）第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める改正後給与規程の規定による号給を当該職員が初任給として受けた号給とみなして、前2項の規定を適用する。

（給与の内払）

6 改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（附則第3項の規定により号給が改定された職員にあっては、改定後の号給の改正後給与規程別表第2の給料表に定める給料月額）（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成24年規程第113号）附則第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額）に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程第10条第2項第1号から第3号に規定する職員（理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（委任）

8 附則第3項から前項に定めるもののほかこの規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

別表第1

等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	—
2等級	事務局長及び事務局次長の職務
3等級	課長又はこれに相当するものの職務
4等級	課長代理又はこれに相当するものの職務
5等級	主査の職務
6等級	係員のうち理事長が定める者の職務
7等級	係員の職務

別表第2

給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	456,100	405,800	360,100	315,800	258,300	223,900	137,600
2	459,200	408,200	362,700	318,000	260,400	225,500	138,700
3	462,200	410,700	365,200	320,300	262,300	227,100	139,900
4	465,200	413,100	367,800	322,500	264,400	228,700	141,000
5	468,200	415,000	369,900	324,800	266,300	230,300	142,100
6	471,200	417,300	372,400	326,800	268,300	232,000	143,200
7	474,200	419,400	374,800	329,000	270,400	233,600	144,300
8	477,300	421,600	377,300	331,200	272,500	235,200	145,400
9	480,000	423,600	379,800	333,300	274,600	236,800	146,500
10	483,100	425,700	382,500	335,500	276,600	238,400	147,900
11	486,100	427,800	385,100	337,600	278,700	240,000	149,200
12	489,200	429,900	387,800	339,800	280,800	241,600	150,500
13	491,900	431,600	390,200	341,800	282,800	243,200	151,800
14	494,200	433,400	392,500	343,800	284,900	244,700	153,300
15	496,500	435,400	394,700	345,900	286,900	246,200	154,800

第2類 諸規程（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程）

16	498,800	437,400	397,100	347,900	289,000	247,700	156,400
17	500,900	439,300	398,900	349,800	291,000	249,200	157,700
18	502,300	441,100	400,900	351,800	293,000	251,100	159,200
19	503,800	442,900	402,800	353,700	295,100	252,900	160,700
20	505,200	444,600	404,600	355,600	297,100	254,700	162,200
21	506,400	446,400	406,500	357,600	299,200	256,400	163,600
22	507,800	447,900	408,300	359,500	301,300	258,300	166,300
23	509,300	449,300	410,100	361,500	303,300	260,200	168,900
24	510,800	450,800	412,000	363,400	305,400	261,900	171,500
25	511,900	452,200	413,800	365,400	307,200	263,900	174,200
26	513,000	453,500	415,300	367,300	309,300	265,800	175,900
27	514,200	454,800	416,800	369,300	311,400	267,600	177,600
28	515,400	456,000	418,400	371,300	313,400	269,500	179,300
29	516,400	457,000	420,000	372,800	315,400	271,200	180,800
30	517,300	457,700	421,300	374,600	317,400	273,100	182,600
31	518,200	458,500	422,600	376,400	319,500	275,000	184,400
32	519,100	459,200	423,800	378,000	321,600	276,800	186,100
33	519,900	459,900	425,000	379,800	323,100	278,500	187,700
34	520,800	460,700	426,300	381,200	325,100	280,400	189,500
35	521,500	461,400	427,600	382,700	327,100	282,200	191,300
36	522,000	462,000	428,800	384,300	329,200	284,100	193,100
37	522,700	462,500	430,000	385,700	331,100	285,800	194,700
38	523,300	463,100	430,800	386,900	333,000	287,500	196,500
39	524,100	463,700	431,600	388,100	335,000	289,300	198,300
40	524,700	464,300	432,400	389,200	336,900	291,100	200,100
41	525,200	464,800	433,000	390,300	338,800	292,800	201,800
42		465,300	433,700	391,500	340,700	294,500	203,600
43		465,700	434,400	392,700	342,500	296,200	205,400
44		466,000	435,100	393,800	344,400	297,800	207,200
45		466,300	435,900	394,500	345,900	299,500	208,600
46			436,700	395,200	347,300	301,200	210,400
47			437,100	395,900	348,800	302,800	212,100
48			437,800	396,600	350,300	304,500	213,900
49			438,300	397,200	351,900	305,700	215,600
50			438,700	397,800	352,700	307,200	217,300
51			439,100	398,300	353,900	308,800	219,000
52			439,500	398,700	354,900	310,400	220,600
53			439,900	399,100	355,800	312,000	222,200
54			440,300	399,400	356,900	313,600	223,900
55			440,700	399,700	357,800	315,200	225,600
56			441,000	400,000	358,900	316,700	227,200
57			441,300	400,300	359,800	318,200	228,700
58			441,700	400,600	360,500	319,400	230,300
59			442,000	400,900	361,200	320,600	231,800

第2類 諸規程（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程）

60			442,300	401,200	361,900	321,800	233,200
61			442,600	401,500	362,300	322,500	234,600
62				401,800	362,900	323,400	235,800
63				402,100	363,600	324,200	237,000
64				402,400	364,300	325,000	238,300
65				402,700	364,600	325,900	239,600
66				403,000	365,300	326,300	241,000
67				403,300	366,000	327,000	242,300
68				403,600	366,700	327,800	243,600
69				403,800	367,000	328,600	244,600
70				404,100	367,600	329,300	246,100
71				404,400	368,300	330,000	247,700
72				404,700	368,900	330,700	249,200
73				404,900	369,200	331,200	250,600
74				405,200	369,800	331,800	252,000
75				405,500	370,500	332,300	253,400
76				405,700	371,100	332,900	254,800
77				405,900	371,500	333,200	256,000
78				406,200	372,000	333,700	257,300
79				406,500	372,600	334,100	258,700
80				406,700	373,100	334,600	260,100
81				406,900	373,600	335,000	261,400
82				407,200	374,200	335,500	262,500
83				407,500	374,700	336,000	263,800
84				407,700	375,000	336,500	265,100
85				407,900	375,400	336,800	266,200
86					375,900	337,200	267,300
87					376,300	337,700	268,600
88					376,700	338,100	269,900
89					377,100	338,400	271,000
90					377,600	338,800	272,000
91					378,000	339,300	273,100
92					378,400	339,700	274,200
93					378,700	339,900	275,400
94						340,300	276,400
95						340,800	277,300
96						341,200	278,300
97						341,300	279,100
98						341,800	280,000
99						342,200	280,800
100						342,500	281,700
101						342,800	282,700
102						343,200	283,500
103						343,600	284,300

第2類 諸規程（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程）

104						344,000	285,100
105						344,500	285,900
106						344,900	286,400
107						345,300	286,800
108						345,700	287,300
109						346,200	287,400
110						346,600	287,800
111						346,900	288,000
112						347,200	288,400
113						347,700	288,600
114							288,800
115							289,200
116							289,500
117							289,800
118							290,100
119							290,400
120							290,800
121							291,100
122							291,500
123							291,800
124							292,200
125							292,300
126							292,500
127							292,900
128							293,300
129							293,500
130							293,800
131							294,200
132							294,600
133							294,800
134							295,100
135							295,500
136							295,800
137							296,000
138							296,300
139							296,700
140							297,000
141							297,200
142							297,600
143							298,000
144							298,300
145							298,400
146							298,700
147							299,000

第2類 諸規程（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程）

148							299,400
149							299,600
150							299,800
151							300,100
152							300,400
153							300,800
154							301,000
155							301,300
156							301,600
157							301,900

別紙

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

別表第3

初任給基準表

学歴	初任給	
	等級	号給
大学卒	7	21
短大卒	7	13
高校卒	7	5

別表第4

期末手当及び勤勉手当の加算措置対象職員及び加算割合

	職 員	加算割合
給料表	2 等級の職員（事務局長）	100分の20
	2 等級の職員（事務局次長）	100分の15
	3 等級の職員（課長級の職員）	100分の15
	4 等級の職員（課長代理級の職員）	100分の10
	5 等級の職員（主査）	100分の 5
	6 等級の職員（係員のうち理事長が定める者）	100分の 3